

第57期  
(2008年3月)

# DISCLOSURE

≡≡≡ ディスクロージャー誌 ≡≡≡



ハートフルしんきん  
きしま信用金庫



## ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は杵島信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当金庫第57期（平成19年度）事業の概況をご報告させていただくに際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

19年度を振り返りますと原油や原材料価格が高騰し、しかも価格転嫁に時間を要し難しい経済環境ではなかったかと思えます。

また、建設業界におきましては建築基準法改正にともなう建築着工の落ち込みが目立つなど非常に厳しい状況でありました。更に金融業界におきましてもアメリカを発端としたサブプライムローン問題が発生し株式・債券市場や為替相場が混乱をいたしました。

当地域経済動向につきましても同様に大変厳しい情勢でありましたが、そのような中、私どものお取引先で、お客様と一緒に経営改善に努力をし、数先が改善できたことは明日に希望をつなぐ事象であり、この経営改善を一つの形として多くの取引先に希望の灯りを灯すことができれば私たちの大きな喜びであります。

この地域全体を良くすることには困難な面もありますが、それぞれの事業を細かく見つめ直すことにより改善していけるのではないかと期待をしているところであります。

19年度の当金庫の決算状況をご報告申し上げますとお陰様で増収増益となりました。まだ満足出来る数字ではありませんが確実に前進しているものと考えております。

今年度も前年度に引き続き原油や原材料価格の高騰が地域経済にかなりの影響があるものと思えますが、地域金融機関として地域企業防衛のため努力を重ねる所存であります。また、今年も㈱ベンチャー・リンクによる東京ビジネスサミットへの出展と視察を10月に企画しておりますので各店へ問い合わせ戴ければ幸いに思うところであります。

今後とも皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。

平成20年7月 杵島信用金庫  
理事長 溝上邦治

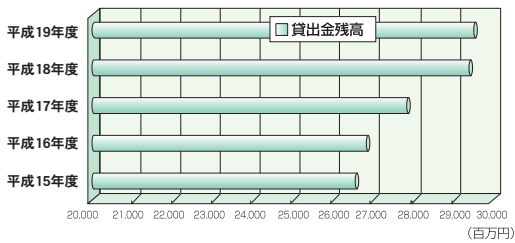
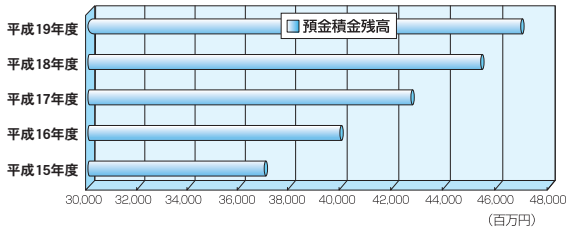
---

## ●金庫の概要

設立	昭和26年4月11日
本店	佐賀県武雄市武雄町大字富岡8891番地
店舗数	8店舗
会員数	5,902名
出資金	182百万円
子会社の有無	子会社等はありません

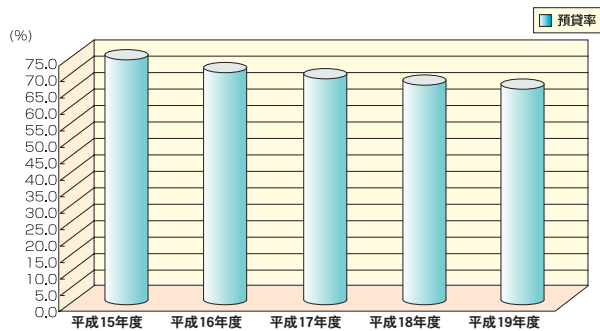
(単位:百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預金積金残高	36,950	39,646	42,478	45,284	46,471
貸出金残高	26,547	26,850	27,887	29,226	29,317



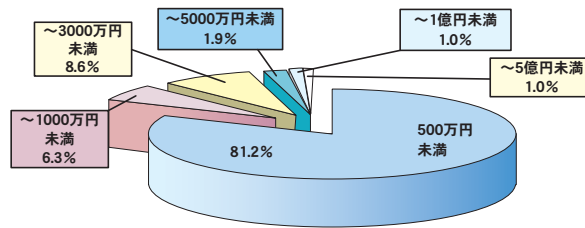
(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預貸率	71.8	67.7	65.7	64.5	63.1



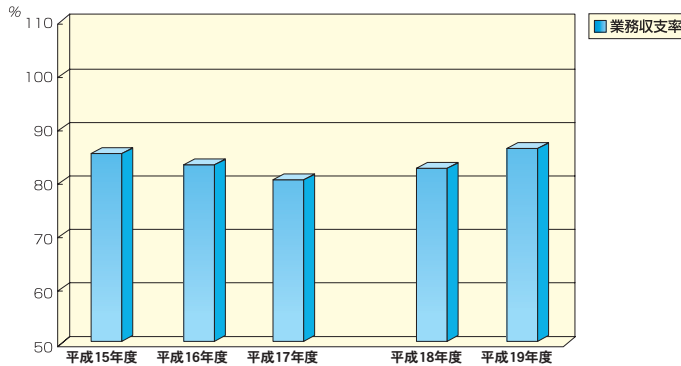
(単位:%)

貸出先数構成	500万円未満	~1000万円未満	~3000万円未満	~5000万円未満	~1億円未満	~5億円未満
	81.2	6.3	8.6	1.9	1.0	1.0



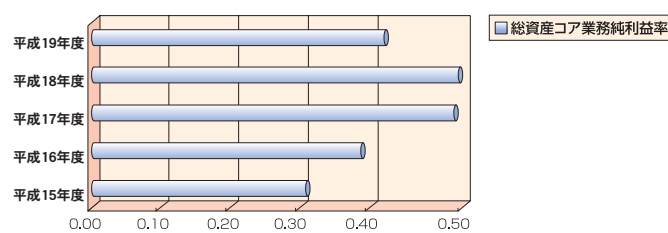
(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
業務収支率	86.25	84.32	81.21	83.90	88.15



(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総資産コア業務純利益率	0.31	0.39	0.49	0.50	0.41



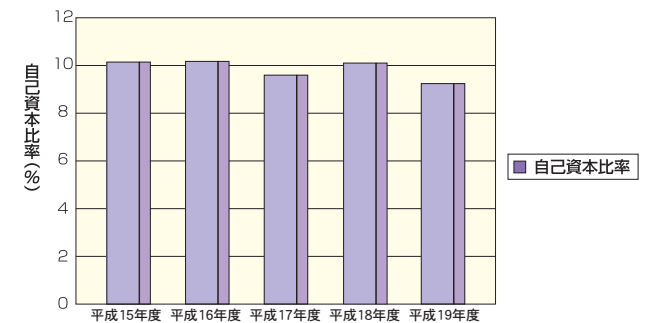
(単位:百万円)

自己査定 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	自己査定分類区分				引当金
		非分類	II分類	III分類	IV分類	
破綻先 実質破綻先	破産更生債権及び これらに準ずる債権 1,420	担保・保証等による保全部分 930	全額引当 225	全額引当 264	490	
破綻懸念先	危険債権 606	担保・保証等による保全部分 469	引当 103		103	
要注意先・ 正常先	要管理債権 1,021 (正常債権) 27,143	債権残高×貸倒実績率 28,164			76	

金融再生法上の開示債権額	3,048
担保・保証額	2,345
引当残額	669
保全率	98.8%

(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
自己資本比率	10.13	10.17	9.60	10.11	9.21



## 地域密着型金融の取組み状況(平成19年4月～20年3月)

### I. 項目 ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

1. タイトル 経営改善支援
2. 動機(経緯) 「地域密着型金融の推進計画」の大きな柱である、地域再生・地域活性化・企業支援の一層の強化を目指し、経営改善支援先を18先抽出し、当該企業の財務問題解決に向けて経営相談を中心に、全体的な支援活動を目指したものの。
3. 取組み内容
- ・ 新年度における支援先抽出については、本部経営相談支援課と営業店が対象企業の内容分析等を十分に行い選定した。
  - ・ 抽出先に対して、定量情報から、定性情報に至るまで分析を行ない、経営相談支援課、営業店店長、担当者が連携を密にし、経営者と一体となって経営課題の明確化を行なった。
  - ・ 当面の事業存続可能性の見極めから、それへの対策を立案し、具体的には資金繰り対策、経営改善計画の進捗状況等、月次の面談検証を実施した。
4. 成果(効果)
- ・ 資金繰りの改善・経営改善計画の実績検証について4社で一定の成果を見る事ができた。
  - ・ 期首抽出18先のうち、1先ランクアップ。
5. 20年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題
- 経営者自身の改善に向けた取組姿勢・意欲や市況環境等への早期な対応も必要であるが、永年の経営体質からの脱却(経営改善)には、経営者自身の先見経営、先行管理の重要性を再認識しながら、中長期的活動の中で、再生に向けた経営改善が重要であり、地域経済の活性化を目的とした金融の町医者、ホームドクターとして今後とも具体的かつ継続的な支援活動を進めて行く必要がある。

### 経営改善支援の取組み実績

【平成19年4月～平成20年3月】

(単位：先数)

	期 初 債務者数 A	うち経営 改善支援 取組み先 α				経営改善支 援取組み率 = α / A	ランク アップ率 = β / α	再生計画 策定率 = δ / α
		αのうち期末に債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先 γ	αのうち再生計画を 策定した先数 δ				
正常先 ①	807	0	0	0	0.0%	—	—	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	134	9	6	2	6.7%	0.0%	22.2%
	うち要管理先 ③	34	9	4	5	26.5%	11.1%	55.6%
破綻懸念先 ④	34	0	0	0	0.0%	—	—	
実質破綻先 ⑤	32	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	44	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	278	18	10	7	6.5%	5.6%	38.9%	
合 計	1,085	18	10	7	1.7%	5.6%	38.9%	

注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は平成19年4月当初時点で整理  
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含まない。  
 ・ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は にも含めるもの  
 に含めない。  
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は にも含める。

・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。  
 ・ 「再生計画を策定した先数」= 「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+ 「RCCの支援決定先」+ 「金融機関独自の再生計画策定先」



## II. 項目 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

1. タイトル 地域活性化につながる多様なサービスの提供
2. 動機（経緯） きしましんきんビジネスクラブ（17年5月発足）と業務提携している㈱ベンチャーリンクの「ビジネスレポート」等の全国的ビジネス情報を活用して、取引先全般への経営相談等に関するビジネス情報サービスサポート及びビジネスマッチングを推進する。
3. 取組み内容
- ・19年5月第8回きしましんきん経営セミナー開催  
「地域活性化と東京ビジネスサミットの活用」  
「売上アップのための販売力強化・商品力強化」
  - ・19年10月第9回きしましんきん経営セミナー開催  
「インターネット販売の現状と動向」
  - ・19年10月22日～23日東京ビジネスサミット出展参加
  - ・19年12月第10回きしましんきん経営セミナー開催  
「仕入及び販路拡大による収益増加を図るための東京ビジネスサミットの活用」
4. 成果（効果）
- ・東京ビジネスサミットにおいて、武雄市に唯一本店を有する地域金融機関として行政と商工団体との連携が図られた。（産・官連携。特に武雄市長、会議所会頭、当庫理事長と3業態の長が参加）  
1年目10名程度の視察ツアーから始まり、2年目は総勢30名  
19年度は、たちばな信金（長崎県）も含めて総勢64名と大きく広がりをみせている。
  - ・市長参加のもと、市内、県内へのビジネスマッチングが進展している。また、第10回セミナーではサミット参加による感想発表やビジネス紹介活動も行なった。
5. 20年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題
- ・ビジネスクラブの組織強化を図るため、当金庫取引先に幅広く全国的ビジネス情報の活用をアピールし、会員増強と営業店の認識強化を図る必要がある。
  - ・県内及び隣県信用金庫と連携し、積極的な事業展開が必要である。



第21回東京ビジネスサミット出展



第10回きしましんきん経営セミナー

### III. 項目 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

1. **タイトル** 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取り組み
2. **動機（経緯）** 経営ニーズを把握し、経営相談に乗り、知恵や情報を提供し、事業の活性化や企業再生に力を貸せる人材育成。また、地域経済の担い手である中小零細企業を生かすことにより、雇用を維持し、地域の活力を取り戻すための目利き力の向上。
3. **取組み内容**
- ・ 渉外勉強会の実施。年間9回（内1回は宿泊方式）にて戦略的渉外活動を主たるテーマとして実施した。
  - ・ 融資担当者勉強会の実施。年間5回にて信用リスク管理態勢強化を中心に継続的に実施した。
  - ・ 集合研修への派遣。（九北信協会主催） 支店長講座1名 中小企業支援講座3名 融資審査講座3名 年金推進講座4名 営業店のリスク管理・収益強化講座2名 融資渉外講座3名 得意先担当者講座3名 債権管理回収講座2名 計8講座へ21名参加した。
4. **成果（効果）**
- ・ 信用リスク管理態勢においては、金融の町医者、ホームドクターとして処方箋（債務者カルテ）の充実を図りながら、取引先の経営状況を常に把握する態勢構築と、事例を参考にした企業再生マニュアル化へ向けた取り組みが出来つつある。
5. **20年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題**
- ・ 個々のレベルアップを図るため、営業店における階層毎に対する教育研修を実施していく必要がある。
  - ・ 個別債務者の信用状況、財務状況について、日々管理する態勢が必要であり、町医者コンセプトにより取引先の経営状況を常に把握する態勢構築を目指して行く。



（渉外宿泊研修）



#### 相談・苦情に関する状況

##### 1.平成19年度 相談・苦情報告状況

部署店名	合計件数
本部	0
本店	6
大町支店	4
白石支店	0
嬉野支店	2
鹿島支店	1
宮野町支店	1
北方支店	1
山内支店	0
監査部	1
合計	16

##### 2.重要な相談・苦情発生事象分類

発生事象	件数
説明不足によるもの	2
個人情報保護に関するもの	4
振り込め詐欺等に関するもの	1
ATM・オペレーションに関するもの	7
その他	2
合計	16

## ❷ 杵島信用金庫の地域貢献への取り組み

### 経営ビジョン

中小企業の  
健全な  
育成発展

豊かな  
国民生活の  
実現

地域社会  
繁栄への  
奉仕

### 基本方針

地域社会に奉仕するしんきんとして、地域のよりよき相談相手となり、経営規模の拡大を図り地域経済の発展に寄与する。

### 経営方針

- ◆健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すると共に金融機関としての地位を高める。
- ◆地域の金融機関としての特性を発揮し、地域経済発展のため積極的な融資並びに強力な貯蓄増強を行う。
- ◆組織的事業運営の認識を高め、人材を登用して経営責任を明確にする。
- ◆全役職員の資質の向上を図ると共に職員満足度の向上に努める。

### 未来への決断

- ◆きしましんきんは、誰のためにあるのか？  
何のためにあるのか？
- ◆きしましんきんに期待されるものは何か？  
何ができ何をしなければならないのか？

### 社会的使命

- ◆地域の力、知恵が相互に生かされるコミュニティづくりの実現。

### 経営の基本

- ◆良好な関係づくり・ご縁づくり

きしましんきん



会員・お客様

双方向コミュニケーションを重視&長期的な視点に立つて考える。

### 3つの強み

- ◆近くて便利 ◆長期的な信頼関係 ◆きめ細やかで親切

### 3つの約束

- ◆会員・お客様・地域にこだわり、コミュニティ意識を育む活動をしていきます。
- ◆常に革新し続け、わかりやすい透明な経営を行います。
- ◆しんきん全体としての総合力を発揮し、会員・お客様の生涯価値の最大化を図ります。

### アクティブ 1000 基本的考え方 8

- 1 営業店としての地域戦略の展開は、科学的なエリアマーケティングに基づいた長期的視野の観点から継続した**合理的・効率的営業活動を構築**しよう。
- 2 地域生活者集団による地域密着戦略こそが他金融機関との差別化戦略であり、当金庫が潜在的に保有している有利性を**経営資源に転換**しよう。
- 3 未来の着地点の設定なしに飛行機が飛び筈がないことから、現状をよく分析して深く認識した上で、**ベストの着地点を設定**しよう。
- 4 地域における当金庫の現状を踏まえた基本戦略決定と長期経営目標策定(P)⇒具体的戦術展開(D)⇒検証(C)⇒対策(A)という一連の**マネジメントシステムを構築**しよう。
  - ① 地域生活者、店舗在籍者による**機能的なサポートシステム構築**
  - ② 地域金融機関の原点である地域密着戦略の展開による**職員の人材育成**
  - ③ 営業推進の核をなす**情報戦略の現状認識と改善**
  - ④ 役職員の**モチベーション向上とその維持管理強化**
- 5 地域戦略会議により多面的な見地から方向性を示し、営業店長が強いリーダーシップを発揮して、地域内情報に精通した役職員から**経営資源吸収を図る**、特に若い職員については、体験を通して実践的に理解させ**次代を担う職員を育成**しよう。
- 6 営業推進上重要戦略として展開している**情報ランチエスター戦略の展開**による情報拠点先の特定により、正確で新鮮な情報を安定的に入手するシステムを確立し、地域金融機関としての**機能性を強化**しよう。
- 7 一人当たり生産性を早急に管内平均と同等とするために、役職員が縦横無尽にコラボレーションする**掛け算型組織展開**しよう。
- 8 掛け算ということは当金庫が元来所有しているものの、未だ顕在化されていない能力である**潜在能力を発揮**させよう。  
これは、深い問題意識・経営参画意識に基づいた**創意工夫と知恵の結集**により開花されるものであり、これらの**開花要素を刺激**し続けよう。

## 職員満足度向上

### 金庫の繁栄と役職員の満足度向上をめざす

- 1 役職員一人一人が人間として資質を最大限発揮してやりがいを感じて、明るく豊かな生活をエンジョイするために創造的な意欲を持とう。
- 2 ひたすら精進し、あらゆる困難にも不安感を持つことなくポジティブに**プラス思考で考動**をしよう。
- 3 しんきんの仕事を自分の職業として選んだことにプライドを持ち、**責任ある考動**をしよう。
- 4 より高い倫理観、規範、道徳に基づき**コンプライアンス考動**をしよう。

◆『職員の満足度向上』をめざして地域とともにハッピーになろう!

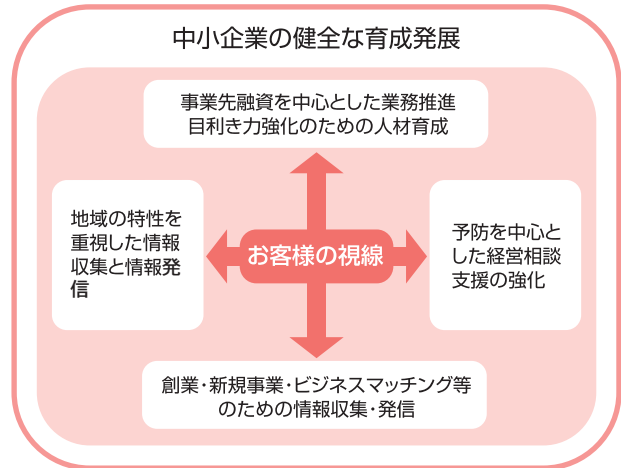
◆地域No.1になろう!

## 地域金融機関としてあるべき姿とは

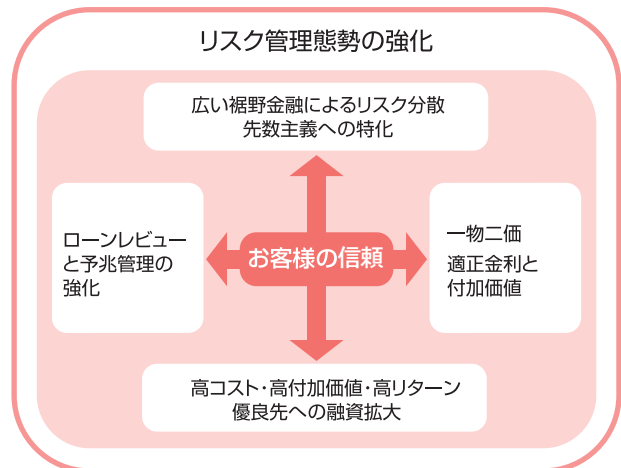
- ▶ 地域のお客様のよき相談相手であり、地域主義である。
- ▶ 若々しく、情熱的でありかつ積極的で考動力に優れている。
- ▶ 常にプラス志向で物事に取組み仕事の取組みも速い。
- ▶ 地域社会によって我々が存在していることを、よく理解しており、地域の繋がりをとても大切にしている。
- ▶ 地域内のことは何でも知っている。
- ▶ 人情の機微に通じており、すべてのお客様にも平等に接し、いつも思いやりに溢れている。
- ▶ ペットの名前までも知っており、お客様の事を充分理解している。
- ▶ 二価から三価へ『一物三価』『心のサービス』までも提供できる。

## 地域密着型金融の機能強化推進

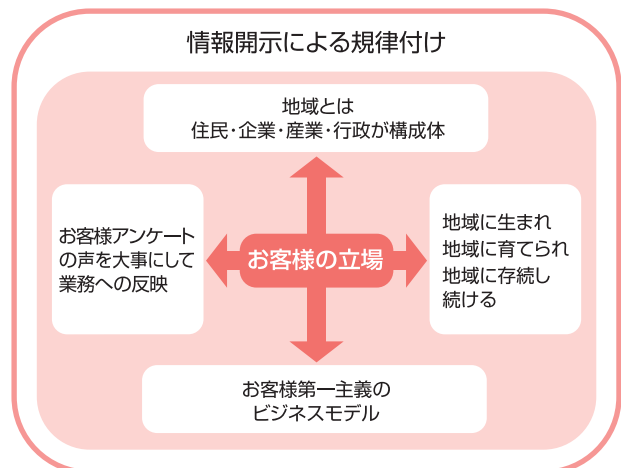
### ■事業再生・中小企業金融の円滑化



### ■経営力の強化



### ■地域の利用者の利便性向上





## 利用者の利便性向上策における顧客満足度(CS)調査の実施結果について

### 1. 顧客満足度調査実施方法

- 窓口来店配布調査
- 渉外先配布調査

### 2. 実施期間

営業店：19年12月3日～12月14日（窓口、渉外）

### 3. 対象店舗 全店

### 4. 調査計画（取引先の無差別抽出）

- (1) 窓口担当者 120先
- (2) 渉外担当者 315先
- 調査対象計 435先

	渉外担当者	窓口担当者	合計
対象先構成比	72%	28%	100%
調査対象先	315先	120先	435先
1店舗当り	45先	15先	60先
1名当り	約15先	-	

### 5. 調査数・回答数

	渉外配布	窓口配布	合計
調査先	315先	120先	435先
回答先	300先	120先	420先
調査1店舗当	43先	15先	58先
回答先構成比	71.4%	28.6%	100.0%

### 6. 渉外先配布調査

渉外担当者配布先300先より回答を頂戴いたしました。

やや不満及び不満と回答された方のアンケート各項目について不満度が高い順

19年度(回答数300先) 18年度(回答数302先)

- 商品の充実感に 24先 (8.0%) 33先 (10.9%)
- 役に立つ情報の提供に 23先 (7.7%) 31先 (10.2%)
- 窓口のご利用時の待ち時間に 15先 (5.0%) 21先 (7.0%)
- 商品説明の解り易さ 14先 (4.7%) 18先 (6.0%)
- 窓口接客態度・マナー 9先 (3.0%) 10先 (3.3%)
- 手際よい職員の対応に 8先 (2.7%) 10先 (3.3%)
- 訪問日時等の約束守りに 7先 (2.4%) 8先 (2.6%)
- 定期的な得意先係りの訪問に 5先 (1.7%) 13先 (2.3%)
- 気軽に相談できる親しみ感に 5先 (1.7%) 7先 (2.3%)
- 渉外担当者の対応マナーに 2先 (0.7%) 4先 (1.4%)

18年度と比較し各項目について改善が出来ました。

大半のお客様が当金庫の渉外活動には満足されていますが、地域金融機関としての差別化戦略の中に「役に立つ情報の提供」は、前回調査と同様に不満度が高く、的確な顧客ニーズの把握と相談業務に関する人材の育成が必要と思われます。

また、渉外担当において商品提案能力にバラツキが生じており、継続的な教育・研修の実施による職員のスキルアップが急務であると考えます。

## 7. 窓口来店先調査

窓口来店配布先120先の全員の方より回答を頂戴いたしました。

不満と回答された方のアンケート各項目については、「職員の対応」（1名）、「魅力ある預金商品」（2名）、「商品説明」（1名）の各項目において計4名の方から不満との回答を頂戴しました。18年度についても同項目に3名の方の不満の回答を頂戴しており、「接客力」や「商品説明力」で職員の能力や意識に格差があるものと思われ、接客マナーの向上や顧客説明体制の強化などの人材育成が引き続き必要と考えます。

「当金庫に対する印象はどうか？」の問いかけについては、91人〔75.8%〕の方が満足、21人〔17.5%〕の方がやや満足、やや不満とされる方が4人〔3.3%〕との調査結果となりました。

## 8. まとめ

今回、17年度、18年度に引き続き『顧客満足度調査』を取引先に対し実施致しましたが、総体的に満足度が高かったものと思います。現状において当金庫との取引に対する満足感を持って頂いていることから、取引継続維持につながっているものと思われます。反面、地域金融機関としての当金庫に対する期待感も高く、一部の方より「役に立つ情報の提供」等に対してアドバイスや要望を頂いており、今後の金庫経営に提言を頂いたものとして、地域密着型の金融機関としての機能強化を図る上でも対策を講じる必要があるものと考えます。

### 信用金庫行動綱領

#### 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

2. 経営活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意工夫を活かし、お客さまのニーズに応えとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

#### 法令やルールの厳格な遵守

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### 地域社会とコミュニケーション

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。

#### 従業員の人権の尊重等

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

#### 環境問題への取組み

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

#### 社会貢献活動への取組み

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

#### 反社会的勢力の排除

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

### 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大限の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

### 2. 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は、50名で会員数に応じて各選考区域ごとに定められています。

地区名	20年3月末会員数	選考委員数	総代数
本店・宮野町・山内地区	2,475	5	20
大町・北方地区	1,123	3	10
白石地区	722	3	6
嬉野・鹿島地区	1,582	4	14
合計	5,902	15	50

#### (2) 総代の選任方法

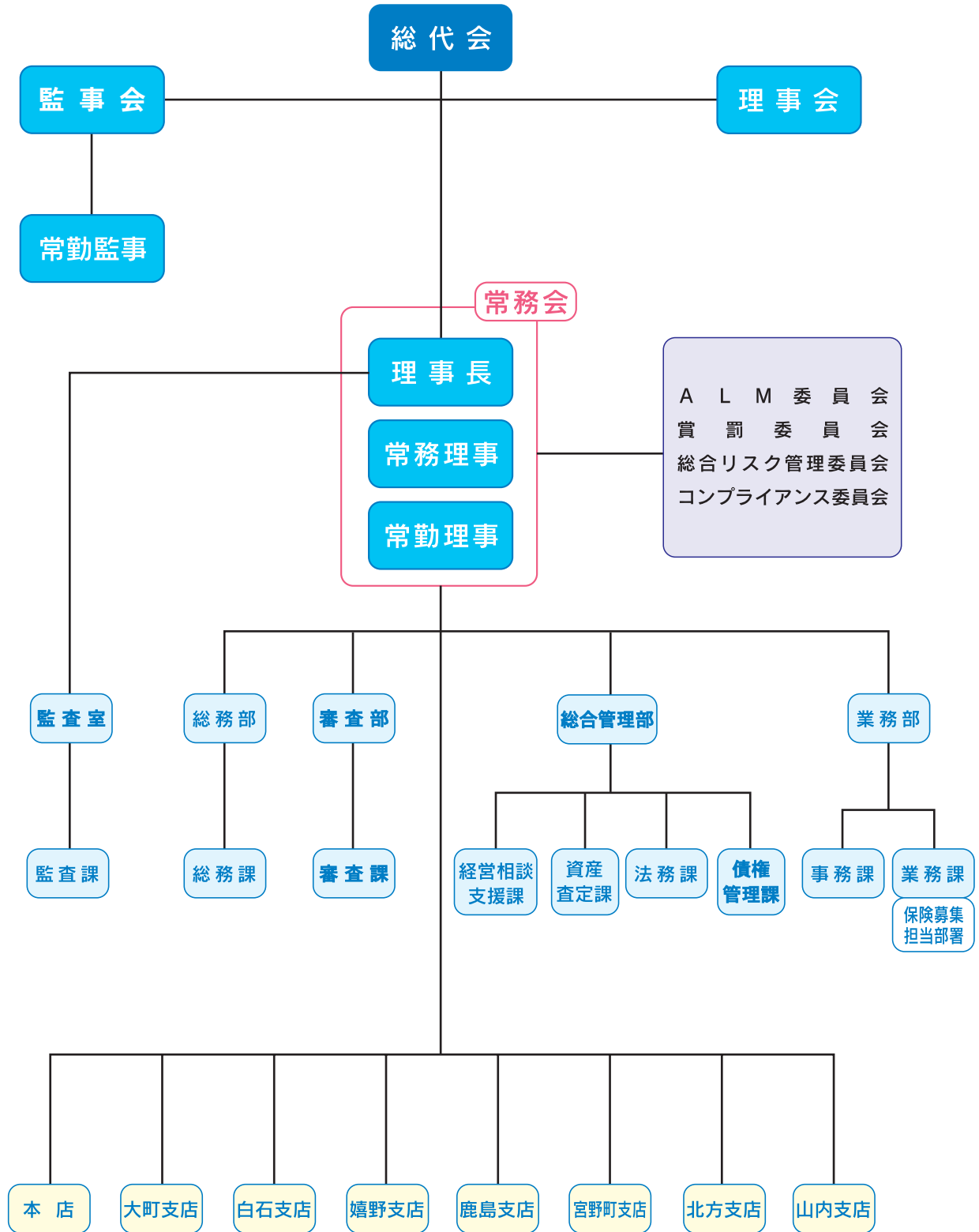
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、杵島信用金庫総代選任規定に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② その総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。





## 第57期 通常総代会決議事項(平成20年3月期)

日時 平成20年6月26日(木曜日) 午後4時  
場所 武雄センチュリーホテル

### 1.提案議案

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件        |
| 第2号議案 | 理事9名選任の件          |
| 第3号議案 | 監事3名選任の件          |
| 第4号議案 | 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 理事および監事の報酬等総額決定の件 |
| 第6号議案 | 借入金最高限度額承認の件      |

### 2.議事の経過

出席総代数46名 委任状 4名(総代定数50名)

- |       |      |
|-------|------|
| 第1号議案 | 承認可決 |
| 第2号議案 | 承認可決 |
| 第3号議案 | 承認可決 |
| 第4号議案 | 承認可決 |
| 第5号議案 | 承認可決 |
| 第6号議案 | 承認可決 |



## 目 次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	16
イ 理事及び監事の氏名及び役職名	16
ロ 事務所の名称及び所在地	16
2. 金庫の主要な事業の内容	16
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	17
イ 直近の事業年度における事業の概況	17
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	17
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	18
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	23
イ リスク管理の体制	23
ロ 法令遵守の体制	26
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	28
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	28
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	32
金融再生法開示債権の開示	33
ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	34
ニ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	35
ホ 貸出金償却の額	35
ヘ 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査人による審査	35
直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	35
6. 自己資本の構成に関する事項	36
7. 自己資本の充実度に関する事項	37
8. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	38
イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	38
ロ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	39
ニ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	39
9. 信用リスク削減手法に関する事項	39
10. 出資等エクスポージャーに関する事項	40
11. 金利リスクに関する事項	40



## 1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

### イ. 理事及び監事の氏名及び役職名

#### 役員一覧（平成20年6月末現在）

理事長（代表理事）	溝上 邦治	非常勤理事	山口 保	常勤監事	石橋 隆治
常務理事（代表理事）	尾形 民生	非常勤理事	山口 幹夫	非常勤監事	馬場 博
常勤理事（非代表）	坂本 進助	非常勤理事	馬渡 洋三	非常勤監事	富永 正嗣
常勤理事（非代表）	成松 義秀	非常勤理事	山口 清司		
常勤理事（非代表）	松永 功				

### ロ. 事務所の名称及び所在地

#### 店舗一覧（平成20年6月末現在）

本店	佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地	TEL 0 9 5 4 ( 2 3 ) 1 1 8 1
大町支店	佐賀県杵島郡大町町大字福母381番地1	TEL 0 9 5 2 ( 8 2 ) 3 1 8 1
白石支店	佐賀県白石町大字福田1535番地1	TEL 0 9 5 2 ( 8 4 ) 4 1 8 1
嬉野支店	佐賀県嬉野市大字下宿乙553番地2	TEL 0 9 5 4 ( 4 2 ) 0 1 8 1
鹿島支店	佐賀県鹿島市大字高津原4034番地3	TEL 0 9 5 4 ( 6 2 ) 7 1 8 1
宮野町支店	佐賀県武雄市武雄町大字武雄7319番地	TEL 0 9 5 4 ( 2 3 ) 2 1 8 1
北方支店	佐賀県武雄市北方町大字大崎1095番地3	TEL 0 9 5 4 ( 3 6 ) 5 1 8 1
山内支店	佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13821番地1	TEL 0 9 5 4 ( 4 5 ) 6 1 8 1

## 2. 金庫の主要な事業の内容

### 金庫の主要な事業の内容

#### 1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、等を取り扱っております。

#### 2. 貸出業務

##### (1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

##### (2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

#### 3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### 4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

#### 5. 附帯業務

##### (1) 代理業務

国民生活金融公庫の代理業務

中小企業金融公庫の代理業務

独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理業務

独立行政法人農林漁業信用基金の代理業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理業務

日本酒造組合中央会の代理業務

社団法人しんきん保証基金の代理業務

社団法人全国石油協会の代理業務

独立行政法人住宅金融支援機構の代理業務

保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証会社をいう。）の代理業務

独立行政法人福祉医療機構の代理業務

年金積立金管理運用独立行政法人の代理業務

(2) 業務の代理または媒介

金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）

(3) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

(4) 保護預り

(5) 債務の保証

(6) 両替

(7) 公共債の引受

(8) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）

(9) スポーツ振興くじの販売・払戻業務



### 3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

#### イ.直近の事業年度における事業の概況

##### 【事業方針】

信用金庫を取り巻く経営環境は、戦後最長の経済成長で表現されるように大企業を中心とした好調な業績と、雇用情勢の改善が見られるものの、地域格差や産業構造の転換などから金庫の取引先である中小・小規模企業は依然厳しい状況にあります。また、少子高齢化の進展や団塊世代の大量退職などの社会構造の変化により地域社会も大きく変化し、顧客の価値観やライフスタイルの多様化に合わせたサービスが求められています。このような環境変化の中で、金庫を持続的に発展していくためには、協同組織金融機関である信用金庫の今日的な存在意義が問われている中で、協同組織金融機関本来の役割を發揮し、相互扶助による地域コミュニティの再生・発展という信用金庫の社会的責任を果たしていくために、金融の町医者として頼れる組織と人材づくり、健全経営と地域の人々に元気を与えられる職場環境づくり、企業責任としてコンプライアンスを重視する職場風土づくり、を事業運営の方針として定めています。

##### 【業績】

平成19年度預金・貸出金共に平残ベースで対前年度比3.7%・5.1%と増加いたしました。預金の増加は個人顧客層の拡大が主要因であり、貸出金の増加は法人企業向け貸出増加が主要因となっています。これに合せて資産の健全化を図るために、積極的に不良貸出資産の償却や売却を行いました。収益環境が厳しい中、売上に対する業務収益は前年度比増加となりましたが、業務費用も預金調達費用の増加等もあり業務純益は対年度比減少となりました。ただし、貸出資産に対する引当繰入が発生はいたしましたが、業務純益内で吸収できる範囲内であったことから、当期最終利益として60百万円を計上することができました。

##### 【事業の展望】

今後の経済情勢の見通しは、概ね潜在成長率並みの緩やかな成長を続ける可能性が高い、と見られています。ただし、中小・小規模企業における業況判断は08年1～3月期急速に悪化しましたが、来期以降の業況判断は、全業種ベースでは依然としてマイナスにあるものの幾分改善するとみられています。しかしながら如何なる環境下にあっても中小・小規模企業にとって信用金庫はいつも身近にある町のホームドクターであり、日常的な取引先からの相談や支援要請にこたえている限り、取引先との永続的な関係が崩れることはないと考えています。

##### 【金庫が対処すべき課題】

取引先や地域に信頼される信用金庫であるためには、経営の透明性が高く、かつ、内部統制が図られたものでなくてはなりません。金庫では、内部管理基本方針(1) 理事及び職員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制 (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制 (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (5) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合における当該職員の理事からの独立性に関する事項 (6) 監事の職務を補助すべき職員の独立性に関する事項 (7) 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制 (8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制)を定め、信頼される信用金庫づくりに取り組んでいます。

#### ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益、(2) 経常利益又は経常損失、(3) 当期純利益又は当期純損失、(4) 出資総額及び出資総口数、(5) 純資産額、(6) 総資産額、(7) 預金積金残高、(8) 貸出金残高、(9) 有価証券残高、(10) 単体自己資本比率、(11) 出資に対する配当金、(12) 職員数

#### ■最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益	千円	1,020,238	1,083,001	1,241,596	1,193,343	1,290,361
経常利益 又は、経常損失 ( )	千円	127,528	35,434	47,447	44,164	54,407
当期利益 又は、当期損失 ( )	千円	281,468	108,644	44,221	64,517	60,302
出資総額	百万円	175	176	178	179	182
出資総口数	千口	351	353	357	359	365
純資産額	百万円	2,414	2,542	2,472	2,459	2,307
総資産額	百万円	41,221	43,761	46,358	49,033	49,998
預金積金残高	百万円	36,950	39,646	42,478	45,284	46,471
貸出金残高	百万円	26,547	26,850	27,887	29,226	29,317
有価証券残高	百万円	3,764	4,352	6,732	6,665	3,712
単体自己資本比率	%	10.13	10.17	9.60	10.11	9.21
出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	19	20	20	19	19
職員数	人	77	81	82	74	84

## 八、直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

### (1) 主要な業務の状況を示す指標

#### ① 業務粗利益及び業務粗利益率

#### ② 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

##### ■ 業務粗利益

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度
資金運用収支	1,014,326	1,004,215
資金運用収益	1,082,403	1,142,346
資金調達費用	68,077	138,132
役務取引等収支	19,379	23,082
役務取引等収益	72,100	71,451
役務取引等費用	91,479	94,533
その他の業務収支	21,978	11,962
その他の業務収益	21,984	67,867
その他の業務費用	6	79,829
業務粗利益	1,016,925	969,170
業務粗利益率	2.23%	2.04%

(注) 1 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成18年度315千円、平成19年度613千円)を控除して表示しております。  
2 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

#### ③ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

##### ■ 資金運用収支の内訳

		平均残高(単位：百万円)	利息(単位：千円)	利回り(単位：%)
資金運用勘定	平成18年度	45,578	1,082,403	2.37
	平成19年度	47,401	1,142,346	2.40
うち貸出金	平成18年度	27,981	895,553	3.20
	平成19年度	29,422	926,887	3.15
うち預け金	平成18年度	10,042	37,926	0.37
	平成19年度	11,971	76,304	0.64
うち有価証券	平成18年度	7,481	145,971	1.95
	平成19年度	5,933	136,202	2.30
資金調達勘定	平成18年度	43,382	68,077	0.15
	平成19年度	45,024	138,132	0.31
うち預金積金	平成18年度	43,564	68,085	0.15
	平成19年度	45,209	138,479	0.31

(注) 1 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成18年度200百万円、平成19年度200百万円)及び金銭の信託運用見合費用(平成18年度315千円、平成19年度613千円)を、それぞれ控除して表示しております。

(単位：%)

##### ■ 利鞘

	平成18年度	平成19年度
資金運用利回	2.37	2.40
資金調達原価率	1.91	2.06
総資金利鞘	0.46	0.34

#### ④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減

##### ■受取・支払利息の増減

(単位：千円)

		残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	平成18年度	63,501	21,985	41,516
	平成19年度	45,533	14,410	59,943
うち貸出金	平成18年度	25,304	9,910	35,214
	平成19年度	45,392	14,058	31,334
うち預け金	平成18年度	50	11,458	11,408
	平成19年度	7,997	30,381	38,378
うち有価証券	平成18年度	43,147	49,154	6,007
	平成19年度	35,604	25,835	9,769
支 払 利 息	平成18年度	3,067	19,041	22,108
	平成19年度	2,400	67,655	70,055
うち預金積金	平成18年度	2,561	21,948	24,509
	平成19年度	2,406	67,988	70,394

(注)1 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分しております。

#### ⑤総資産経常利益率

#### ⑥総資産当期純利益率

##### ■利益率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
総資産経常利益率(又は、損失率)	(0.09)	0.11
総資産当期純利益率(又は、損失率)	(0.13)	0.12

(注)1 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

#### (2)預金に関する指標

#### ①国内業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

##### ■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
流 動 性 預 金	11,858	12,111
うち有利息預金	10,764	11,160
定 期 性 預 金	31,633	33,023
うち固定金利定期預金	29,323	30,398
うち変動金利定期預金	3	2
そ の 他	73	75
計	43,564	45,209
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	43,564	45,209

(注)1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

#### ②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

##### ■定期預金残高

	平成18年度	平成19年度
定 期 預 金	29,326	31,234
固定自由金利定期預金	28,864	30,822
変動自由金利定期預金	3	2
そ の 他	458	408

### (3)貸出金等に関する指標

#### ①国内業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

##### ■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
手形貸付	3,601	3,753
証書貸付	22,024	23,471
当座貸越	1,433	1,399
割引手形	921	797
合計	27,981	29,422

#### ②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

##### ■貸出金残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
貸出金	29,226	29,317
変動金利	16,123	17,211
固定金利	13,103	12,106

#### ③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

##### ■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
当金庫預金積金	1,055	921
有価証券	2	2
不動産	13,190	13,821
計	14,248	14,745
信用保証協会・信用保険	4,863	4,982
保証	876	843
信用	9,237	8,745
合計	29,226	29,317

##### ■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
当金庫預金積金	3	-
不動産	538	458
計	542	458
信用保証協会・信用保険	0	-
信用	297	256
合計	840	714

#### ④使途別の貸出金残高

##### ■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成18年度		平成19年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	12,546	42.93	13,230	45.19
運転資金	16,679	57.07	16,087	54.81
合計	29,226	100.00	29,317	100.00



⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種区分	平成18年度			平成19年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	89	2,277	7.79	87	1,993	6.79
農 業	12	90	0.30	13	111	0.37
林 業						
漁 業				1	0	0.00
鉱 業	1	1	0.00			
建 設 業	184	3,091	10.57	187	2,814	9.59
電気・ガス・熱供給・水道業	2	12	0.04	3	9	0.03
情 報 通 信 業	1	32	0.10	1	22	0.07
運 輸 業	7	67	0.22	9	90	0.30
卸 売 業、小 売 業	197	4,702	16.08	198	3,967	13.53
金 融・保 険 業	2	12	0.04	3	58	0.19
不 動 産 業	52	2,694	9.21	54	3,309	11.28
各 種 サ ー ビ ス	262	6,295	21.53	281	6,704	22.86
地 方 公 共 団 体	4	976	3.33	7	1,746	5.95
個 人	3,991	8,970	30.69	3,910	8,489	28.95
合 計	4,804	29,226	100.0	4,754	29,317	100.0

⑥国内業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
期 末 預 貸 率	64.54	63.08
期 中 平 均 預 貸 率	64.22	65.08

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(4)有価証券に関する指標

①有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

平成18年度	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	80	1,370	1,653	299
国 債	-	199	407	-
地 方 債	-	123	598	-
社 債	80	1,047	648	299
そ の 他	-	196	397	1,488
合 計	80	1,567	2,051	1,787

(単位：百万円)

平成19年度	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	130	837	326	299
国 債	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-
社 債	130	837	326	299
そ の 他	0	378	177	1,125
合 計	130	1,216	504	1,424

## ②有価証券の種類別の平均残高

### ■有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	平成18年度	平成19年度
国債	752	523
地方債	915	396
社債	2,455	2,034
株式	136	85
外国証券	2,045	2,011
その他の証券	1,175	881
合計	7,481	5,933

## ③国内業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値

### ■預証率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
期末預証率	14.71	7.98
期中平均預証率	17.17	13.12

(注)1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## 4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

### イ. リスク管理の体制

金庫ではリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定め、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応できるようリスクを適切に管理することによって、健全性の確保と収益性の向上を図る体制（態勢）の構築を進めています。

金庫が認識するリスクとしては、業務執行に伴い発生する信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク（コンプライアンス）、および評判リスクのほか、業務執行に係る全てにリスクが内包していると認識しています。

以下リスク管理に係る体制としては、

(1) 理事会の役割

リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とする。

理事会は、当金庫の戦略目標を定め、それを踏まえたリスク管理に関する基本方針（以下「基本方針」という）を決定する。

理事会は、基本方針の周知徹底を図るとともに、定期的にあるいは必要に応じ、見直しを図る。

理事会は、基本方針に基づくリスクの統括管理を行なうため、リスク管理体制を整備するとともに、定期的にあるいは必要に応じ、管理体制の改善を図る。

理事会は、適切なリスク管理を行なうため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を決定する。

理事会は、定期的にあるいは必要に応じ、経営に重要な影響を与える事項の報告を受け、指示を行なう。

(2) 総合リスク管理委員会の役割

リスク管理の統括部署を総合リスク管理委員会とする。

会議は、各リスク管理部署からの報告に基づき、リスク管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議報告する。

総合リスク管理委員会は、基本方針に基づくリスクの統括管理を行なうため、金庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的にあるいは必要に応じ、管理体制の改善を図る。

総合リスク管理委員会は、適切なリスク管理を行なうため、リスク管理重視の企業風土の醸成に努める。

(3) リスク管理に係る主管部署は、以下のとおりとしています。（平成20年6月時点）

信用リスク……管理部署：審査部

市場リスク……管理部署：総務部

流動性リスク……管理部署：総務部

事務リスク……管理部署：業務部

システムリスク…管理部署：業務部

法務リスク……管理部署：総合管理部

風評リスク……管理部署：業務部

(4) 営業店の役割は、各リスク管理部署の指示に従い、業務上のリスクを把握・確認し、管理すること。

(5) 監事の役割は、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクが正しく把握され、適切に管理されているかなど、リスク管理に係る監査を実施する。

リスクの把握と管理については以下のとおりとしています。

(1) リスク主管部署は、担当するリスクについてその存在を把握確認管理し、その内容を総合リスク管理委員会に報告する。

(2) 総合リスク管理委員会は、各リスク管理部署より報告を受けリスクを一元管理する。

(3) 総合リスク管理委員会は、各リスク管理部署でのリスクの把握方法および報告等が適切であるかを検証し、必要に応じリスク管理部署に対し改善を求める。

また新たに発生するリスクへの対応については、新商品・新業務の開発・取扱いおよび新種の契約の締結を行なう場合、その担当部署は事前にリスク管理部署に意見を求め、法務リスクをはじめとする各種リスク管理面より検証を行なう。その他、新たに発生が予想されるリスクに対しリスク管理部署は、業務執行に際し起こり得るあらゆるリスクについて常に検証し、あらかじめその対応策を講じることとしています。

リスク管理部署はリスクに関する状況を定期的に、あるいは必要に応じ常務会に報告協議するとともに、必要に応じ理事会に付議報告する態勢を構築しています。なお、緊急時のリスク対応については、「危機管理計画書（コンティンジェンシープラン）」を策定し対応に万全を期しています。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクであることから、与信取引および市場取引に係る信用リスクを適正に把握し、適切なリスク管理を行うことによって、資産（オフバランス資産を含む）の健全性を維持・確保することを目的とするものです。

信用リスク管理においては、自己査定 of 債務者区分および分類結果、企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。信用リスク管理の主管部署は審査部です。

信用リスクの手法・手続等については、(1)管理部署は、リスク管理の手法・手続きについて確立する。(2)管理部署は、リスク管理の手法について経済環境の変化、取引先の動向、市場の発達・動向等に応じ、随時見直しを行っています。また、報告態勢は、信用リスク管理に関する状況を定期的にあるいは必要に応じ総合リスク管理委員会に報告し、重要な事項については常務会において協議し、必要ある場合は理事会に付議報告する態勢を構築しています。

融資の審査にあたっては、以下に示す当金庫の「与信判断の指針」を定めこれに則って行わなければならないとしています。

- (1) 与信の判断にあたっては、法令等の遵守はもとより、当金庫の経営方針ならびに融資方針に従うとともに、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づかなければならない。
- (2) 中小企業、地域社会の健全な発展につながる融資に心がけ、その期待に応える努力を惜しまない。
- (3) 与信はリスクを伴うものであり、それを十分に把握し、最善の対策を講じなければならない。
- (4) 同一業種、同一取引先、同一企業グループ等に対する過度な与信の集中は回避する。
- (5) 一時的な成果を求めるあまり、審査が疎かになってはならない。
- (6) 経営支援が必要と判断される先に対しては、財務諸表等による内容把握のうえ改善策に基づき、与信先の活性化を図らなければならない。
- (7) 管理債権については総合管理部が担当するものとする。

与信取引に係る融資の相手方は、営業店が立地する地域経済の健全な発展と安定に貢献する中小企業、その地域に就業、生活の場を持つ個人、地方公共団体等、地域に関わる取引先とする。公序良俗に反したり、信用金庫の社会的使命からみて妥当性を欠く業種や取引先については融資の対象としない。

与信に際しては、資金用途の確認を十分に行い、融資の基本原則（安全性の原則公共性の原則、収益性の原則、成長性の原則、流動性の原則）に則って判断するものとし、投機性の強い資金、社会通念上許されない資金等は融資の対象としない。

具体的なリスク管理手順は、与信の構造を業種別、債務区分別、企業格付別等に把握し、適切な与信構造構築のための管理を行うことから始まり。

- (1) 特定の業種、特定の資金用途、特定の債務者等への与信集中を回避するため、残高・構成・増減等について、与信集中リスク管理を行う。
- (2) 業務別集中リスク  
特定業種の与信急増により、残高構成に問題が生じるおそれがある場合、および問題が生じた場合は、必要に応じて当該業種の与信方針の変更等の措置をとる。  
複数業種にわたってリスクの主要な性質が共通であると認められる場合は、実質同一業種と見做して管理を行う。
- (3) 資金用途別集中リスク  
特定資金用途の与信急増が予想される場合、および計数的に把握された場合は、必要に応じて当該資金用途の管理を行う。
- (4) 債務者別集中リスク  
一債務者あたりの与信額ならびに同一企業グループに対する与信額については、大口信用供与規制の遵守はもとより、当金庫の自己資本額に対する割合が過大となるおそれがある場合は、必要に応じて与信方針の変更等の措置をとる。  
市場取引については、特定の業種、特定の与信先等への集中を回避するため、残高、構成、増減等について与信集中リスク管理を行う。



## 市場リスク管理

市場リスク管理ではリスクを適正に把握し、市場リスクを当金庫として取り得る許容範囲に収めるとともに、リスクの管理と配分による適切な収益の確保を目的としています。

市場取引とは、国内外の短期金融市場、債券市場、株式市場、外国為替市場、それらの類似市場および市場の派生商品を含む金融マーケットにおいて、主としてブローカー、取引所、金融機関、機関投資家ならびに取引先等を相手方として担当部署が行う取引をいい、市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクであり、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含め市場リスクと認識しています。具体的には、(1)金利リスク：金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で利益が低下しない損失を被るリスク、(2)価格変動リスク：有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク、(3)為替リスク：外貨建資産を保有している場合、為替の価格が当初予想されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

当金庫は、一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や自己のA L Mポジションのヘッジ等に限定した、いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行うものと定め、管理主管部署は総務部とし、その具体的な管理および統括管理はA L M委員会が行っています。

市場リスク管理の手法・手続等については、(1)A L M委員会および管理部署は、リスク管理の手法・手続きについて市場の発達や動向に応じて適切に選択し確立する。(2)A L M委員会および管理部署は、リスク管理の手法について、その発達にあわせて改善を図る。(3)リスク管理の手法・手続きの細目については、A L M委員会管理運営マニュアル等による。(4)A L M委員会管理運営マニュアルについては、A L M委員会が毎期見直しを行うこととしています。

報告態勢としては、リスク管理部署は経営に大きく影響する重要な案件に関する事項等は、A L M委員会において協議し、必要ある場合は理事会に付議報告する態勢を構築しています。

限度枠等の設定管理については、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度の設定については(1)ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（V a R等の予想損失額の限度枠）、損失限度（ロス・カットライン）については、毎期、市場リスク管理部署とA L M委員会が当金庫の経営体力および市場流動性の観点からその妥当性について協議する。また、各部署に設定されたポジション枠等については、最低限半期に1回見直しを行うが、変更ある場合は市場リスク管理部署とA L M委員会がその妥当性について協議し、常務会に諮り理事会で決定することとしています。なお、A L M委員会に担当部署が行うリスク分散等のリスク管理手法ならびに手続きの適切性を検討し、相互牽制の機能を持たせています。

ポジション枠抵触時の対応は、市場環境および収益状況を勘案し弾力的に対応するが、A L M委員会がその妥当性について協議し、常務会に諮り、理事会で決定する。

リスク・リミット抵触時の対応は、市場環境および収益状況を勘案し弾力的に対応するが、A L M委員会がその妥当性について協議し、常務会に諮り、理事会で決定する。

損失限度抵触時の対応は、市場環境および収益状況を勘案し弾力的に対応するが、A L M委員会がその妥当性について協議して常務会に諮り、理事会で決定することとしています。なお、市場取引において不祥事等が生じた場合には、危機管理対策マニュアルにもとづいて、直ちに理事長へ報告することとしています。

市場取引に係る緊急事態の発生時への対応としては、(1)天変地異、テロ、戦争の勃発、信用不安の発生、システムダウン等何らかの理由によりポジションや決済システムのコントロールが不能になった場合、(2)通常想定しえないような市場取引に係る価値の大幅な下落が発生した場合は、総務部長は直ちに常務会およびA L M委員会へ連絡し可能な限りリスクの軽減を図る態勢構築を行っています。

### 内部管理基本方針

1. 理事及び職員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス・ポリシー」及び「信用金庫行動綱領」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書とし「法令遵守規定」「コンプライアンス・マニュアル」を策定する。また、有効なコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。
  - (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス主管部署を定めるとともに法令等遵守に係る経営上重要な事項を協議または決定する機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、本部各業務部門・営業店にはコンプライアンス責任者およびコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等遵守の統括部門および主管部署との連携を図る。
  - (3) 公益通報者保護管理規定を制定し、不正行為等の早期発見と是正とコンプライアンス経営の強化に努めるとともに、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合には、所属部店の上司を通さず、直接コンプライアンスの主管部署であるへ相談できるホットラインを設置する。
  - (4) 内部監査部門は、法令等の遵守状況等について監査を行い、その結果を理事会・常務会に報告し、必要に応じて各部門の統括部署および営業店に対し、改善すべき事項を指示しその実施状況を検証する。
2. 理事の職務に執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 理事の職務執行に係る情報については、文書管理規定に従い適切に保存・管理する。
  - (2) 理事および監事は必要に応じてこれらの文書を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (1) 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」および「リスク管理規定」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリーごとにそれぞれのリスク特性等に応じた管理規程等を制定する。
  - (2) 当金庫全体のリスクを一元的に統括管理する総合リスク管理委員会を設置しリスクカテゴリーごとに主管部署を設置し、リスク管理の実効性確保および相互牽制機能の強化を図る。
  - (3) 「総合リスク管理委員会」は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
  - (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。
  - (5) 大規模災害等不測の事態が発生した場合は、危機管理計画書（コンティンジェンシープラン）に基づき、理事長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を最小限に止める体制を整える。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定（及び同付議基準）」及び「常務会規定（及び同付議基準）」を制定する。
  - (2) この金庫内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、組織運営、組織分掌及び職務権限に関する諸規定を制定する。
  - (3) 理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員はこれらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員の理事からの独立性に関する事項
  - (1) 監事はその職務を補助すべき職員の配置を求めることができる。
  - (2) 監事は理事長と協議のうえ、監事を補助すべき職員として指名することができる。
6. 監事の職務を補佐すべき職員の独立性に関する事項
  - (1) 監事の職務を補助すべき職員が、当該監査業務に関して、理事の指揮命令を受けることなく監事に従う体制を構築する。
  - (2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
  - (1) 次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告する体制を構築する。ただし監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

理事会で決議された事項  
常務会で決議された事項  
当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項  
経営状況に関する重要な事項  
内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項  
重大な法令・定款違反  
公益通報の状況及び内容  
その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 前項 ~ に関する重大な事実を認識した場合には、職員が監事に直接報告できる体制を構築する。
- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

#### 8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事会規定および監事監査基準に基づき、理事会・常務会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

#### コンプライアンス部門の役割

- (1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会に付議または報告する。
- (2) コンプライアンス部門は、理事会及び常務会並びにコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のコンプライアンスの維持、改善のための措置を講じる。

#### リスク管理部門の役割

- (1) 総合リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的にまたは必要に応じて総合リスク委員会に報告するとともに、必要に応じて理事会に付議または報告する。
- (2) 総合リスク部門は、理事会及び常務会の指揮命令により、また自ら当金庫のコンプライアンスの維持、改善のための措置を講じる。

#### 監事の役割

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門の管理者、コンプライアンス主管部署の管理者等との密接な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適切な監査の実施に努める。
- (2) 監事は、理事会、常務会、総合リスク委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (3) 監事は理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。
- (4) 監事は理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。
- (5) 監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

### 貸借対照表

[資産の部]

(単位：百万円)

科 目	平成19年 3月31日現在	平成20年 3月31日現在
(資産の部)		
現 金	1,094	1,276
預 け 金	11,269	14,227
金 銭 の 信 託	200	200
有 価 証 券	6,665	3,712
国 債	606	—
地 方 債	721	—
社 債	2,074	1,593
株 式	79	86
その他の証券	3,182	2,032
貸 出 金	29,226	29,317
割 引 手 形	973	732
手 形 貸 付	4,508	3,113
証 書 貸 付	22,312	23,899
当 座 貸 越	1,432	1,572
そ の 他 資 産	317	322
未 決 済 為 替 貸	7	6
信 金 中 金 出 資 金	73	73
未 収 収 益	91	103
そ の 他 の 資 産	145	138
有 形 固 定 資 産	471	593
建 物	249	232
土 地	188	328
その他の有形固定資産	33	32
無 形 固 定 資 産	1	1
その他の無形固定資産	1	1
繰 延 税 金 資 産	323	431
債 務 保 証 見 返	840	714
貸 倒 引 当 金	1,378	799
(うち個別貸倒引当金)	( 1,198)	( 594)
資産の部合計	49,033	49,998

[負債及び純資産の部]

(単位：百万円)

科 目	平成19年 3月31日現在	平成20年 3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	45,284	46,471
当 座 預 金	1,190	1,014
普 通 預 金	11,914	11,262
貯 蓄 預 金	1	1
通 知 預 金	40	47
定 期 預 金	29,326	31,234
定 期 積 金	2,706	2,750
そ の 他 の 預 金	103	160
そ の 他 負 債	141	179
未 決 済 為 替 借	7	8
未 払 費 用	54	91
給 付 補 て ん 備 金	3	5
未 払 法 人 税 等	1	1
前 受 収 益	41	28
職 員 預 り 金	12	14
そ の 他 の 負 債	21	29
退 職 給 付 引 当 金	262	269
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44	54
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	—	0
偶 発 損 失 引 当 金	—	0
債 務 保 証	840	714
負 債 の 部 合 計	46,573	47,691
(純資産の部)		
出 資 金	179	182
普 通 出 資 金	179	182
利 益 剰 余 金	2,301	2,354
利 益 準 備 金	178	179
そ の 他 利 益 準 備 金	2,122	2,174
特 別 積 立 金	1,350	1,350
当 期 未 処 分 剰 余 金	772	824
会 員 勘 定 合 計	2,481	2,536
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21	229
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21	229
純 資 産 の 部 合 計	2,459	2,307
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	49,033	49,998



(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の表示については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。
  - 建物 定額法を採用し税法基準の償却率による。
  - 不動産 定額法を採用し税法基準の償却率による。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - 建物 39年
  - 不動産 3年～10年
 (会計方針の変更)
 

有形固定資産の減価償却について、前事業年度以前は法人税法に定める償却限度額の160%相当額を計上していましたが、平成19年度税制改正を契機として有形固定資産の使用状況を調査したところ、近年建物等の使用年数が長期化し概ね法定耐用年数に一致していることが判明したことから、前事業年度以前に取得した有形固定資産については改正前の法人税法に定める償却限度額の100%を計上し、当事業年度以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に定める償却限度額を計上することといたしました。この変更により経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べそれぞれ8百万円増加しております。

 (追加情報)
 

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
  - 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。
  - 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
  - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査管理部資産査定課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は901百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。
  - また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
  - なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

制度全体の積立状況に関する事項(平成19年3月31日現在)	
年金資産の額	1,391,419百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,588,552百万円
差引額	197,132百万円
制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成19年3月31日現在)	
	0.0578%

補足説明  
上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高274,571百万円及び別途積立金77,438百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金13百万円を費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 (追加情報)
 

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
- 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当期から将来の負担金支払見込額を計上しております。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によりしております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額5百万円であり、ありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積金を除く)はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額459百万円あります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は870百万円、延滞債権額は1,026百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲

- げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は218百万円あります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月上に遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は802百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,919百万円あります。なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は732百万円あります。
- 担保に供している資産は、内国為替決済保証金として975百万円を、水道事業公金取扱保証金として2百万円を各々預け金(定期預金)にて差入しております。
- 当金庫に子会社はありません。
- 出資1口当たりの純資産額6,321円95銭
- 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。
 

満期保有目的の債券の時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社債	770	765	4	2	7
その他	500	402	97	-	97
合計	1,270	1,167	102	2	104

- (注)1.時価は、当期末における市場価格等に基づいております。  
2.「うち益」「うち損」「うち差」はそれぞれ「差額」の内訳であります。  
その他有価証券の時価のあるもの
- |     | 取得原価<br>(百万円) | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 評価差額<br>(百万円) | うち益<br>(百万円) | うち損<br>(百万円) |
|-----|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式  | 110           | 80                | 30            | 0            | 31           |
| 債券  | 828           | 823               | 4             | 2            | 7            |
| 社債  | 828           | 823               | 4             | 2            | 7            |
| その他 | 1,829         | 1,532             | 296           | 0            | 297          |
| 合計  | 2,768         | 2,436             | 332           | 3            | 335          |

- (注)1.貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3.その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
当期における減損処理額は、72百万円(その他72百万円)であります。また、時価が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,523	66	6

- 26.時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。
- | 内 容     | 金 額(百万円) |
|---------|----------|
| その他有価証券 | 6        |
| 非上場株式   |          |

- 27.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。
- |     | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券  | 130           | 837              | 326               | 299           |
| 社債  | 130           | 837              | 326               | 299           |
| その他 | 0             | 378              | 177               | 1,125         |
| 合計  | 130           | 1,216            | 504               | 1,424         |

28.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	200	200	-	-	-

- (注)1.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
29.当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付れることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,640百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,024百万円あります。  
30.繰延税金資産の発生主な原因の内訳は、以下のとおりであります。
- | 繰延税金資産       | 貸倒引当金  |
|--------------|--------|
| 退職給付引当金      | 222百万円 |
| 減価償却費        | 65     |
| その他有価証券評価差額金 | 35     |
| その他          | 103    |
| 繰延税金資産小計     | 35     |
| 評価性引当額       | 462    |
| 繰延税金資産合計     | 30     |
|              | 431    |



## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
経常収益	1,193,343	1,290,361
資金運用収益	1,082,403	1,142,346
貸出金利息	895,553	926,887
預け金利息	37,926	76,304
有価証券利息配当金	145,971	136,202
その他の受入利息	2,952	2,952
役務取引等収益	72,100	71,451
受入為替手数料	38,671	38,825
その他の役務収益	33,429	32,625
その他業務収益	21,984	67,867
国債等債券売却益	17,178	66,385
国債等債券償還益	1,788	-
その他の業務収益	3,018	1,481
その他経常収益	16,854	8,696
株式等売却益	1,420	-
金銭の信託運用益	3,787	3,818
その他の経常収益	11,645	4,877
経常費用	1,237,508	1,235,953
資金調達費用	68,392	138,745
預金利息	65,867	134,786
給付補てん備金繰入額	2,218	3,692
その他の支払利息	306	265
役務取引等費用	91,479	94,533
支払為替手数料	12,519	13,045
その他の役務費用	78,959	81,488
その他業務費用	6	79,829
国債等債券売却損	-	6,474
国債等債券償却	-	72,800
その他の業務費用	6	554

(単位：千円)

科 目	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
経費	773,953	791,562
人件費	489,217	504,607
物件費	274,450	273,838
税金	10,286	13,116
その他経常費用	303,676	131,282
貸倒引当金繰入額	282,256	128,186
貸出金償却	1,550	1,344
株式等売却損	19,364	-
睡眠預金払戻引当金繰入	-	849
偶発債務引当金繰入	-	702
その他の経常費用	504	199
経常利益	(44,164)	54,407
特別利益	65	941
償却債権取立益	40	8
その他の特別利益	25	933
特別損失	2,284	553
固定資産処分損	2,284	553
税引前当期純利益	(46,383)	54,796
法人税、住民税及び事業税	6,172	8,982
法人税等調整額	11,961	14,489
当期純利益	(64,517)	60,302
前期繰越金	837,097	764,034
当期末処分剰余金	772,579	824,337

(注)

- 1 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 出資1口当たり当期純利益の金額は166円44銭です。

# 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
当期末処分剰余金	772,579,525	824,337,097
計	772,579,525	824,337,097
剰余金処分額	8,544,590	9,729,669
利益準備金	1,447,000	2,548,000
普通出資に対する配当金	7,097,590	7,181,669
次期繰越金	764,034,935	814,607,428

## 監査報告書

私たち監事は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第57期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席、並びに、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査しました。

また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他信用金庫の業務の適切性を確保するために必要なものとして信用金庫施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討致しました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について、検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 業務報告等の監査結果

- 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部管理基本方針に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月29日

杵島信用金庫

監事会

常勤監事

石橋隆治

監事

馬場 博

監事

富永正嗣

(注) 監事富永正嗣氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

なお、監査法人トーマツによる監査の結果、適法と認められております。

## ロ.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1)破綻先債権に該当する貸出金
- (2)延滞債権に該当する貸出金
- (3)3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金

### 1.破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
破 綻 先 債 権 額 ( A )	1,467	870
延 滞 債 権 額 ( B )	1,268	1,026
合 計 ( C ) = ( A ) + ( B )	2,735	1,897
担 保 ・ 保 証 額 ( D )	1,488	1,270
回収に懸念がある債権額 ( E ) = ( C ) - ( D )	1,247	627
個 別 貸 倒 引 当 金 ( F )	1,178	593
同引当率 ( G ) = ( F ) / ( E ) ( % )	94.4	94.5

### 2.3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
3ヵ月以上延滞債権額 ( H )	194	218
貸出条件緩和債権額 ( I )	912	802
合 計 ( J ) = ( H ) + ( I )	1,107	1,021
担 保 ・ 保 証 額 ( K )	1,107	945
回収に管理を要する債権額 ( L ) = ( J ) - ( K )	0	76
貸 倒 引 当 金 ( M )	82	76
同引当率 ( N ) = ( M ) / ( L ) ( % )	—	100.0

### 3.リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
( C ) + ( J )	3,843	2,919

(注)1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者  
民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者  
破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者  
会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者  
手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
上記「破綻先債権」に該当する貸出金

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

## 金融再生法開示債権の開示

### ○金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,153	1,420
危 険 債 権	715	606
要 管 理 債 権	1,107	1,021
正 常 債 権	26,259	27,143
合 計	30,235	30,192

(注)1「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### ○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
金融再生法上の不良債権(A)	3,976	3,048
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,153	1,420
危険債権	715	606
要管理債権	1,107	1,021
保 全 額 ( B )	3,966	3,014
貸倒引当金(C)	1,257	669
担保・保証等(D)	2,709	2,345
保全率(B)/(A)(%)	99.7	98.8
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D))(%)	99.2	95.1

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

## ハ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### (1)有価証券

#### 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		貸借対照表 計上額	時価	差額	評価差額		
					うち益	うち損	
債券	社債	平成18年度	730	732	2	4	2
		平成19年度	770	765	4	2	7
	その他	平成18年度	600	513	86		86
		平成19年度	500	402	97	—	97
合計	平成18年度	1,330	1,245	84	4	89	
	平成19年度	1,270	1,167	102	2	104	

(注)1 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

#### 2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価 差額	評価差額		
					うち益	うち損	
株式	平成18年度	73	72	0	6	7	
	平成19年度	110	80	30	0	31	
債券		平成18年度	2,687	2,673	13	5	19
		平成19年度	828	823	4	0	7
	国債	平成18年度	606	606	0	0	0
		平成19年度	—	—	—	—	—
	地方債	平成18年度	723	721	2	0	2
		平成19年度	-	-	—	—	—
	社債	平成18年度	1,356	1,344	11	3	15
		平成19年度	828	823	4	2	7
その他	平成18年度	2,597	2,580	16	21	38	
	平成19年度	1,829	1,532	296	0	297	
合計	平成18年度	5,357	5,326	30	33	64	
	平成19年度	2,768	2,436	332	3	335	

(注)1 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

#### 3.時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
その他有価証券非上場株式	6	6

### (2)金銭の信託

#### 1.その他の金銭の信託

(単位：百万円)

平成18年度					平成19年度				
取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額			取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額		
		うち益	うち損	うち益			うち損		
200	200	—	—	—	200	200	—	—	—

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。



## 二.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

### ■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成18年度	116	179	—	116	179
	平成19年度	179	205	—	179	205
個別貸倒引当金	平成18年度	979	1,198	—	979	1,198
	平成19年度	1,198	594	708	489	594
合計	平成18年度	1,096	1,378	—	1,095	1,378
	平成19年度	1,377	799	708	668	799

## ホ.貸出金償却の額

### ■貸出金償却

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度
貸出金償却	1	1

## ヘ.信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査人による審査

平成19年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

平成19年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成20年6月26日

杵島信用金庫

理事長 溝上邦治



## 6. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
( 自 己 資 本 )		
出 資 金	179	182
うち非累積的永久優先出資	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 準 備 金	179	182
特 別 積 立 金	1,350	1,350
次 期 繰 越 金	764	814
そ の 他	—	—
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	21	229
営 業 権 相 当 額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 ( A )	2,452	2,300
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	179	204
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	17	37
補 完 的 項 目 ( B )	161	167
自己資本総額 [ ( A ) + ( B ) ] ( C )	2,614	2,467
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控 除 項 目 計 ( D )	—	—
自己資本額 [ ( C ) - ( D ) ] ( E )	2,614	2,467
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )		
資 産 ( オ ン ・ パ ラ ン ス 項 目 )	23,228	24,151
オ フ ・ パ ラ ン ス 取 引 項 目	661	603
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,957	2,009
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 ( F )	25,846	26,763
単 体 T i e r 1 比 率 ( A / F )	9.48%	8.59%
単 体 自 己 資 本 比 率 ( E / F )	10.11%	9.21%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 7. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクアセット・所要自己資本の額 合計	23,889	955	24,754	990
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ごとのエクスポージャー	23,889	955	24,754	990
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7	0	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	19	0	—	—
国際開発銀行向け	0	0	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,796	111	3,503	140
法人等向け	9,502	380	9,800	392
中小企業等向け及び個人向け	4,180	167	3,960	158
抵当権付住宅ローン	728	29	628	25
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	1,361	54	1,358	54
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	340	13	353	14
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	411	16	407	16
上記以外	4,517	180	4,740	189
オペレーショナル・リスク	1,957	78	2,009	80
単体総所要自己資本額	25,846	1,033	26,763	1,070

(注)1 所要自己資本の額 = リスクアセット × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

## 8. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### <業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製造業	2,394	2,097	2,367	2,072	27	25	—	—	5	39
農業	125	162	125	162	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
建設業	3,482	3,191	3,482	3,191	—	—	—	—	16	11
電気・ガス・熱供給・水道業	12	9	12	9	—	—	—	—	—	—
情報通信業	32	24	32	22	—	2	—	—	—	—
運輸業	170	194	73	95	97	99	—	—	—	—
卸売業、小売業	5,403	4,644	5,211	4,445	192	199	—	—	31	7
金融・保険業	2,739	3,017	59	87	2,680	2,930	—	—	45	—
不動産業	2,952	3,589	2,952	3,589	—	—	—	—	48	23
各種サービス	7,115	7,538	7,115	7,534	—	4	—	—	4	180
国・地方公共団体等	3,035	1,849	978	1,746	2,057	103	—	—	—	—
個人	7,723	7,234	7,823	7,234	—	—	—	—	72	72
その他					1,609	348	—	—	—	—
業種別合計	36,900	33,904	30,235	30,192	6,665	3,712	—	—	224	334

(注)1 オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、投資信託のエクスポージャーです。

### ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「35ページ参照」

## 八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製 造 業	156	162	6	0	—	131	156	31	162	31	—	0
農 業	20	20	0	1	—	—	20	20	20	21	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	346	377	31	31	—	285	346	92	377	123	—	—
電気・ガス・熱供給水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	246	396	150	30	—	159	246	237	396	267	1	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	39	73	34	19	—	27	39	46	73	65	—	—
各 種 サ ー ビ ス	32	32	0	6	—	13	32	19	32	25	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	135	134	1	14	—	90	135	44	134	58	—	0
合 計	979	1,198	219	104	—	708	979	489	1,198	593	1	1

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	2,164	3,215	306	4,008
10 %	200	3,406	—	3,531
20 %	14,437	7	17,068	1,375
35 %	—	2,362	—	1,785
50 %	319	168	317	189
75 %	—	5,840	—	4,932
100 %	609	14,068	506	14,319
150 %	—	461	—	471
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	47,261		48,812	

## 9. 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	729	636	1,224	36	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。



## 10. 出資等エクスポージャーに関する事項※ 1

### イ.貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	73	73	80	80
非上場株式等	6	6	6	6
合 計	79	79	86	86

### ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
売 却 益	1	—
売 却 損	19	—
償 却	—	—

### ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
評 価 損 益	30	332

### ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
評 価 損 益	—	—

## 11. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利 ショックに対する損益・経済価値の増減額	314	258

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセントイル値として金利リスクを算出しております。

#### 店舗一覧

本店	武雄市武雄町大字富岡8894	TEL 0954-23-1181
大町支店	杵島郡大町町大字福母381-1	TEL 0952-82-3181
白石支店	杵島郡白石町大字福田1535-1	TEL 0952-84-4181
嬉野支店	嬉野市嬉野町大字下宿乙553-2	TEL 0954-42-0181
鹿島支店	鹿島市大字高津原4034-3	TEL 0954-62-7181
宮野町支店	武雄市武雄町大字武雄7319	TEL 0954-23-2181
北方支店	武雄市北方町大字大崎1095-3	TEL 0954-36-5181
山内支店	武雄市山内町大字三間坂甲13821-1	TEL 0954-45-6181



ハートフルしんきん   
**きしま信用金庫**

<http://www.kishimashinkin.co.jp/>